

災害対策関連補助事業等一覧(R5年8月時点)

以下の表は建築物に係る災害対策を行う場合に活用することができる補助事業等について、災害の種類ごとに紹介しているものです。

事業名等をクリックすると事業概要の説明資料を確認できます。

掲載の補助事業等は、事業主体が実際に行っている事業内容ではありません。実施されている補助事業等については県所管の担当課またはお住まいの市町村へお問い合わせください。

※一部事業概要の説明資料をご覧いただけのないものがあります。

※全ての補助事業等を掲載しているものではありません。

地震災害①				
事業名等	住宅・建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業等			
	住宅			建築物
	耐震診断	個別支援	パッケージ支援(総合支援メニュー)	
事業概要	住宅の耐震診断について助成	住宅の補強設計と耐震改修等を個別に行う場合	住宅の補強設計等と耐震改修等を総合的に行う場合	建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修等について助成
国及び県の所管部局	国:住宅局 県:建築指導課	国:住宅局 県:建築指導課	国:住宅局 県:建築指導課	国:住宅局 県:建築指導課
事業主体・補助率等	事業主体:地方公共団体 補助率等: ・民間事業者等:国と地方で2/3 地方公共団体:1/2	事業主体:地方公共団体 補助率等: ・補強設計等 民間事業者等:国と地方で2/3 地方公共団体:1/2 ・耐震改修等、建替え又は除却 民間事業者等:国と地方で1/3(マンション) :国と地方で23%(住宅) 地方公共団体:1/6(マンション)、11.5%(住宅) ※建替え、除却は改修工事費用相当額 ※建替えの場合、土砂災害特別警戒区域外とし、省エネ基準等に適合させること。	事業主体:地方公共団体 補助率等: 民間事業者等:国と地方で150万円(密集市街地等) :国と地方で120万円(多雪区域) :国と地方で100万円(その他)の定額 地方公共団体:75万円(密集市街地等) :60万円(多雪区域) :50万円(その他)の定額 ※補助対象工事費の8割限度、建替えは改修工事費相当額 ※建替えの場合、土砂災害特別警戒区域外とし、省エネ基準等に適合させること。	事業主体:地方公共団体 補助率等: ・耐震診断・補強設計等 民間事業者等:国と地方で2/3 地方公共団体:1/3 ・耐震改修等、建替え又は除却 民間事業者等:国と地方で2/3(避難所等) :国と地方で23%(その他) 地方公共団体:1/3(避難所等)、11.5%(その他) ※建替え、除却は改修工事費相当額 ※建替えの場合、省エネ基準等に適合させること。
補助対象費等	耐震診断費等	補強設計等費 耐震改修等、建替え又は除却費	補強設計等費と耐震改修工事費の合算 耐震改修等、建替え費	耐震診断費 補強設計等費 耐震改修等、建替え又は除却費
対象区域	-	-	-	-
対象物件等	マンションを含む全ての住宅	マンションを含む全ての住宅	マンションを除く住宅	多数の者が利用する建築物等 避難所等
事業期間等	-	-	-	-
その他	補助上限あり <a href="#">県建築指導課HP(リンク付け)</a>			補助上限あり

## 災害対策関連補助事業等一覧(R5年8月時点)

以下の表は建築物に係る災害対策を行う場合に活用することができる補助事業等について、災害の種類ごとに紹介しているものです。

事業名等をクリックすると事業概要の説明資料を確認できます。

掲載の補助事業等は、事業主体が実際に行っている事業内容ではありません。実施されている補助事業等については県所管の担当課またはお住まいの市町村へお問い合わせください。

※一部事業概要の説明資料をご覧いただけないものがあります。

※全ての補助事業等を掲載しているものではありません。

地震災害②			
事業名等	天井の耐震改修に関する事業	<a href="#">エレベーターの防災対策改修事業</a>	<a href="#">ブロック塀等の安全確保に関する事業</a>
事業概要	耐震診断の結果、吊り天井の脱落の危険性があると判断された天井の改修を支援	エレベーターの防災対策改修やエスカレーターの脱落防止措置を支援	ブロック塀等の除却等を支援
国及び県の所管部局	国:住宅局 県:建築指導課	国:住宅局 県:建築指導課	国:住宅局 県:建築指導課
事業主体・補助率等	事業主体:地方公共団体 補助率等: 民間事業者等:国と地方で2/3(避難所等) :国と地方で23%(その他) 地方公共団体:1/3(避難所等)、11.5%(その他)	事業主体:地方公共団体 補助率等: 民間事業者等:国と地方で23% 地方公共団体:11.5%	事業主体:地方公共団体 補助率等: 民間事業者等:国と地方で2/3 地方公共団体:1/3 ※耐震診断と耐震改修等に要する費用の合計額は8万円/mを限度額とする。 ※建替え、除却は改修工事費相当額
補助対象費等	ネット等による落下防止措置、天井の耐震改修等	エレベーターの防災対策改修 エスカレーターの脱落防止措置 等	耐震診断 等 耐震改修、建替え又は除却費
対象区域	-	三大都市圏等の既成市街地等、人口5万人以上の市の区域 等	-
対象物件等	災害時に重要な機能を果たす建築物、固定された客席を有する劇場、映画館、集会場等の用に供する建築物 等	バリアフリー法第2条第16号に規定する特定建築物、延べ面積が1000㎡以上の建築物で、維持保全計画等を作成し、その中にエレベーター等を修繕項目として設定している建築物 等	耐震改修促進計画等に位置付けられた避難路沿道等に存する塀 等
事業期間等	-	-	-
その他	補助上限あり	補助上限あり <a href="#">国HP(外部リンク)</a>	補助上限あり <a href="#">県建築指導課HP(リンク付け)</a>

## 災害対策関連補助事業等一覧(R5年8月時点)

以下の表は建築物に係る災害対策を行う場合に活用することができる補助事業等について、災害の種類ごとに紹介しているものです。

事業名等をクリックすると事業概要の説明資料を確認できます。

掲載の補助事業等は、事業主体が実際に行っている事業内容ではありません。実施されている補助事業等については県所管の担当課またはお住まいの市町村へお問い合わせください。

※一部事業概要の説明資料をご覧いただけないものがあります。

※全ての補助事業等を掲載しているものではありません。

地震災害③			
事業名等	<a href="#">地域防災拠点建築物整備緊急促進事業</a>		
事業概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">建築物耐震対策緊急促進事業</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">災害時拠点強靱化緊急促進事業</td> </tr> </table>	建築物耐震対策緊急促進事業	災害時拠点強靱化緊急促進事業
建築物耐震対策緊急促進事業	災害時拠点強靱化緊急促進事業		
事業概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保を支援</td> <td style="width: 50%;">地震時の帰宅困難者等に必要なスペース等の整備に対して支援</td> </tr> </table>	大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保を支援	地震時の帰宅困難者等に必要なスペース等の整備に対して支援
大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保を支援	地震時の帰宅困難者等に必要なスペース等の整備に対して支援		
国及び県の所管部局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">国:住宅局 県:建築指導課</td> <td style="width: 50%;">国:住宅局 県:建築指導課</td> </tr> </table>	国:住宅局 県:建築指導課	国:住宅局 県:建築指導課
国:住宅局 県:建築指導課	国:住宅局 県:建築指導課		
事業主体・補助率等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">                     事業主体:地方公共団体                      補助率等:                      民間事業者等:国1/3、地方1/3 等                      地方公共団体:1/3 等                      ※建替えの場合、土砂災害特別警戒区域外とし、省エネ基準等に適合させること。                 </td> <td style="width: 50%;">                     事業主体:地方公共団体                      補助率等:                      民間事業者等:国2/3、地方1/3                      地方公共団体:1/2                      ※新築の場合、省エネ基準に適合させること。                 </td> </tr> </table>	事業主体:地方公共団体 補助率等: 民間事業者等:国1/3、地方1/3 等 地方公共団体:1/3 等 ※建替えの場合、土砂災害特別警戒区域外とし、省エネ基準等に適合させること。	事業主体:地方公共団体 補助率等: 民間事業者等:国2/3、地方1/3 地方公共団体:1/2 ※新築の場合、省エネ基準に適合させること。
事業主体:地方公共団体 補助率等: 民間事業者等:国1/3、地方1/3 等 地方公共団体:1/3 等 ※建替えの場合、土砂災害特別警戒区域外とし、省エネ基準等に適合させること。	事業主体:地方公共団体 補助率等: 民間事業者等:国2/3、地方1/3 地方公共団体:1/2 ※新築の場合、省エネ基準に適合させること。		
補助対象費等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">耐震診断、補強設計、耐震改修等</td> <td style="width: 50%;">防災備蓄庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等</td> </tr> </table>	耐震診断、補強設計、耐震改修等	防災備蓄庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等
耐震診断、補強設計、耐震改修等	防災備蓄庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等		
対象区域	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">対象事業により異なります。</td> <td style="width: 50%;">都市再生緊急整備地域 主要駅周辺地域 中心駅周辺地域 等</td> </tr> </table>	対象事業により異なります。	都市再生緊急整備地域 主要駅周辺地域 中心駅周辺地域 等
対象事業により異なります。	都市再生緊急整備地域 主要駅周辺地域 中心駅周辺地域 等		
対象物件等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">耐震診断義務付け対象建築物、避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等</td> <td style="width: 50%;">地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結する建築物 等</td> </tr> </table>	耐震診断義務付け対象建築物、避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等	地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結する建築物 等
耐震診断義務付け対象建築物、避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等	地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結する建築物 等		
事業期間等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">R3～R5年度までに着手されたもの</td> <td style="width: 50%;">R3～R5年度までに着手されたもの</td> </tr> </table>	R3～R5年度までに着手されたもの	R3～R5年度までに着手されたもの
R3～R5年度までに着手されたもの	R3～R5年度までに着手されたもの		
その他	補助上限あり <a href="#">国HP(外部リンク)</a>		

## 災害対策関連補助事業等一覧(R5年8月時点)

以下の表は建築物に係る災害対策を行う場合に活用することができる補助事業等について、災害の種類ごとに紹介しているものです。

事業名等をクリックすると事業概要の説明資料を確認できます。

掲載の補助事業等は、事業主体が実際に行っている事業内容ではありません。実施されている補助事業等については県所管の担当課またはお住まいの市町村へお問い合わせください。

※一部事業概要の説明資料をご覧いただけないものがあります。

※全ての補助事業等を掲載しているものではありません。

土砂災害			
事業名等	<a href="#">住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業</a>	<a href="#">がけ地近接等危険住宅移転事業</a>	<a href="#">防災集団移転促進事業</a>
事業概要	建築物の土砂災害対策改修費(RC造の壁・塀等を設ける費用等)を支援	住宅の移転費等を支援	災害危険エリアからの、住居の集団的な移転を支援
所管	国:住宅局 県:建築指導課	国:住宅局 県:建築指導課	国:都市局 県:都市計画課
事業主体・補助率等	事業主体:地方公共団体 補助率等: 民間事業者等:国と地方で23% 地方公共団体:11.5%	事業主体:市町村 (市町村での実施が困難な場合等は都道府県) 補助率等: 民間事業者等:国1/2、地方1/2 地方公共団体:1/2 ※住宅の新築の場合、土砂災害特別警戒区域外とし、省エネ基準に適合させること。	事業主体:地方公共団体 補助率等:3/4、1/2(防集法に基づく)
補助対象費等	建築物の土砂災害対策改修に要する費用	除却等費 建設助成費 事業推進経費	移転元地の土地・建物の買取、移転者の住居の移転に対する補助 等
対象区域	土砂災害特別警戒区域	災害危険区域、土砂災害特別警戒区域 等	災害が発生した地域、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域 等
対象物件等	建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物	既存不適格住宅 地方公共団体が是正勧告、避難勧告等を行った住宅 等	移転先(住宅団地)に5戸以上(災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上)かつ移転しようとする住居の数の半数以上が移転すること
事業期間等	-	-	-
その他	補助上限あり	補助上限あり	補助上限あり <a href="#">国HP(外部リンク)</a>

## 災害対策関連補助事業等一覧(R5年8月時点)

以下の表は建築物に係る災害対策を行う場合に活用することができる補助事業等について、災害の種類ごとに紹介しているものです。

事業名等をクリックすると事業概要の説明資料を確認できます。

掲載の補助事業等は、事業主体が実際に行っている事業内容ではありません。実施されている補助事業等については県所管の担当課またはお住まいの市町村へお問い合わせください。

※一部事業概要の説明資料をご覧いただけません。

※全ての補助事業等を掲載しているものではありません。

強風・豪雨災害等①			
事業名等	建築物の耐雪診断及び耐雪改修に関する事業	<a href="#">屋根の耐風診断及び耐風改修に関する事業</a>	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 <a href="#">一時避難場所整備緊急促進事業</a>
事業概要	建築物の耐雪診断・耐雪改修費を支援	建築物の耐風診断・耐風改修費を支援	水害時の避難者等に必要なスペース等の整備に対して支援
所管	国:住宅局 県:建築指導課	国:住宅局 県:建築指導課	国:住宅局 県:建築指導課
事業主体・補助率等	事業主体:地方公共団体 補助率等: 民間事業者等:国と地方で2/3 地方公共団体:1/3 ※診断と改修を合算した額	事業主体:地方公共団体 補助率等: ・耐風診断 民間事業者等:国と地方で2/3 地方公共団体:1/2 ・耐風改修 民間事業者等:国と地方で23% 地方公共団体:11.5%	事業主体:地方公共団体 補助率等: 民間事業者等:国2/3、地方1/3 地方公共団体:1/2 ※新築の場合、省エネ基準に適合させること。
補助対象費等	耐雪診断に要する費用 耐雪改修に要する費用	耐風診断に要する費用 耐風改修に要する費用	防災備蓄庫、電気設備(設置場所の嵩上げ含む)、止水板等に要する費用
対象区域	-	DID地区等であって基準風速が32m/s以上の区域 等	浸水想定区域 等
対象物件等	災害時に重要な機能を果たす建築物 等	令和2年国交省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号に適合しない屋根 等	地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結する建築物 等
事業期間等	-	-	R3～R5年度までに着手されたもの
その他	補助上限あり	補助上限あり	補助上限あり <a href="#">国HP(外部リンク)</a>

## 災害対策関連補助事業等一覧(R5年8月時点)

以下の表は建築物に係る災害対策を行う場合に活用することができる補助事業等について、災害の種類ごとに紹介しているものです。

事業名等をクリックすると事業概要の説明資料を確認できます。

掲載の補助事業等は、事業主体が実際に行っている事業内容ではありません。実施されている補助事業等については県所管の担当課またはお住まいの市町村へお問い合わせください。

※一部事業概要の説明資料をご覧いただけのないものがあります。

※全ての補助事業等を掲載しているものではありません。

強風・豪雨災害等②			
事業名等	災害危険区域等建築物防災改修等事業		
	住宅 通常支援	住宅 パッケージ支援(重点支援)	建築物
事業概要	災害危険区域に存する建築物について、建築制限に適合させるための改修費等を支援		
所管	国:住宅局 県:建築指導課	国:住宅局 県:建築指導課	国:住宅局 県:建築指導課
事業主体・補助率等	事業主体:地方公共団体 補助率等: ・計画策定 地方公共団体:1/2 ・基準適合調査 民間事業者等:国と地方で2/3 地方公共団体:1/2 ・改修、建替え 民間事業者等:国と地方で23% ※建替えは改修工事費用相当額 ※建替えの場合は、土砂災害特別警戒区域外とし、省エネ基準等に適合すること。	事業主体:地方公共団体 補助率等: ・計画策定 地方公共団体:1/2 ・基準適合調査 民間事業者等:国と地方で2/3 地方公共団体:1/2 ・改修、建替え 民間事業者等:国と地方で100万円/棟 ※補助対象工事費の8割限度、建替えは改修工事費相当額 ※建替えの場合は、土砂災害特別警戒区域外とし、省エネ基準等に適合すること。	事業主体:地方公共団体 補助率等: ・計画策定 地方公共団体:1/3 ・基準適合調査 民間事業者等:国と地方で2/3 地方公共団体:1/3 ・改修、建替え 民間事業者等:2/3(避難所等) :国と地方で23%(一時集合場所等) 地方公共団体:1/3(避難所等) ※建替えは改修工事費相当額 ※建替えの場合は、土砂災害特別警戒区域外とし、省エネ基準等に適合すること。
補助対象費等	計画策定費、基準適合調査費 防災改修費(建替え含む)	計画策定費、基準適合調査費 防災改修費(建替え含む)	計画策定費、基準適合調査費 防災改修費(建替え含む)
対象区域	災害危険区域 等	令和3年度以降に新たに災害危険区域に指定された区域等	災害危険区域 等
対象物件等	区域内の既存不適格住宅(条例施行による予定も含む)	区域内の既存不適格住宅(条例施行による予定も含む)	区域内の既存不適格建築物で、地域防災計画に指定された避難所及び一時集合場所等
事業期間等	R3年度～R7年度までに行うもの	R3年度～R7年度までに行うもの	R3年度～R7年度までに行うもの
その他	補助上限あり	補助上限あり	補助上限あり

## 災害対策関連補助事業等一覧(R5年8月時点)

以下の表は建築物に係る災害対策を行う場合に活用することができる補助事業等について、災害の種類ごとに紹介しているものです。

事業名等をクリックすると事業概要の説明資料を確認できます。

掲載の補助事業等は、事業主体が実際に行っている事業内容ではありません。実施されている補助事業等については県所管の担当課またはお住まいの市町村へお問い合わせください。

※一部事業概要の説明資料をご覧いただけのないものがあります。

※全ての補助事業等を掲載しているものではありません。

火災	
事業名等	<a href="#">建築物火災安全改修事業</a>
事業概要	建築物の火災安全改修、実施に向けた環境整備に対する支援
所管	国:住宅局 県:建築指導課
事業主体・補助率等	事業主体:地方公共団体 補助率等: ・火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業 民間事業者等:国と地方で2/3 地方公共団体:1/2 ・火災安全改修に関する事業 民間事業者等:国と地方で2/3 地方公共団体:1/3 ・火災安全改修に関するモデル事業 民間事業者等:10/10 地方公共団体:10/10
補助対象費等	・計画策定、計画的実施の誘導に要する費用 ・調査設計計画、改修に要する費用
対象区域	-
対象物件等	直通階段が一つ、または直通階段等の堅穴部分が防火・防煙区画化されていない3階以上の建築物
事業期間等	-(モデル事業はR5~R7)
その他	